

国内航空宅配便利用運送約款

国官参物第30号の2認可年月日平成二十九年六月六日

(適用範囲)

- 第一条 この約款は、宅配便など個建運賃が適用される荷物の運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
 - 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

(受付日時)

- 第二条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(送り状)

- 第三条 当社は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一梱包ごとに発行します。この場合において、第一号から第五号までは荷送人が記載し、第六号から第十五号までは当店が記載するものとします。ただし、第十号は記載ない場合があります。
- 一 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 二 荷受人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
 - 三 荷物の品名及び個数、荷物一梱包の価格が三十万円を超える場合はその価格
 - 四 運送の際に希望する付帯サービス等（冷凍・冷蔵など）
 - 五 運送上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
 - 六 宅配便名
 - 七 当社の名称、住所及び電話番号
 - 八 荷物の運送を引き受けた営業所その他事業所の名称
 - 九 荷物受取日
 - 十 荷物引渡予定日（特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当店が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。）
 - 十一 重量及び容積の区分
 - 十二 運賃その他運送に関する費用の額
 - 十三 責任限度額
 - 十四 問い合わせ窓口電話番号
 - 十五 その他荷物の運送に関し必要な事項

(荷物の内容の確認)

- 第四条 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、又は第三者の立ち合いを求めて、これを点検することができます。
- 2 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
 - 3 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

(荷造り)

第五条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

- 2 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

(引受拒絶)

第六条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 二 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 荷造りが運送に適さないとき。
- 四 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる運送、信書等運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 荷送人又は荷受人が次に掲げるものであるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団員準構成員、暴力団関係者その他反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であると認められるとき。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいると認められるとき。
 - エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行うもの（荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当社が判断する者を含む。）であると認められるとき。
- 七 荷物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 生きた動物（魚類を含む）
 - ウ 再発行が困難な書類等（受験票、パスポート、車検証類、各種チケット類）
 - エ 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルムその他電磁記録媒体
 - オ 個人情報など特段の注意を要するもの
 - カ 荷物一梱包の価格が三十万円を超えるもの
 - キ その他当社が特に定めて表示したもの
- 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。
 - 2 当社は運送を引き受けた後に前項第五号又は第六号に該当することを知ったため、運送を行わないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
 - 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

(引受制限荷物)

第七条 当社は、次の各号に掲げる荷物及び航空会社において引受けを制限している荷物並びに品目分類運賃適用荷物に該当するものは引き受けません。

- 一 貴重品
 - ア 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - イ イリジウム、タングステン、その他の稀金属及びその製品
 - ウ 通貨（紙幣、硬貨）
 - エ 株券、債券、プライベートカード、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - オ ダイヤモンド、紅玉、緑柱石、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品
 - カ 美術品及び骨董品
- 二 遺体、遺骨
- 三 危険品
 - 火薬類、高圧ガス、腐敗性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸化性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物及びその付着物件等、又は銃砲刀剣類であって航空法施行規則第百九十四条の規定により輸送が禁止されているもの。（同条第二項の規定により同行の要件を満たすことによってこれに含まれないものとみなされたものであっても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む。）
- 四 前号の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規制もしくは要求によって輸送を禁止若しくは、制限されたもの。
- 五 包装、荷造の不完全なもの、破損しやすいもの、腐敗し、又は変質しやすいもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの。
- 六 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの。
- 七 運送上の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認めたもの。
- 八 その他航空保安管理上、当社が不相当と認めたもの。

（外装表示）

第八条 当社は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第七号（第四号は記載のない場合を除く。）まで、第九号、第十号（記載のない場合を除く。）、第十三号及び第十四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。

（運賃等の收受）

- 第九条 当社は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、荷物を引き渡す時に運賃等を荷受人から收受することを認めることがあります。
 - 3 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
 - 4 当社は、收受した運賃等の割戻しはいたしません。

（荷物の引渡しを行う日）

- 第十条 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合、記載の日までに荷物を引き渡します。ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積み残し、地上運送における交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに

荷物を引き渡します。

- 3 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が本店が定めて表示した離島、山間地帯等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）までに荷物を引渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。

ア 最初の四百キロメートル 二日

イ 最初の四百キロメートルを超える運送距離四百キロメートルまでごと一日

- 4 前三項の規定にかかわらず、当社は荷送人が送り状に配達希望日を記載した場合に、その運送を引き受けたときには、配達希望日に荷物を引き渡します。

ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通事情等により、配達希望日の翌日以降に引き渡すことがあります。

- 5 当社は、荷送人が送り状に配達希望時間帯を記載した場合に、その運送を引き受けたときは、次の各号に掲げる時間帯に荷物を引き渡します。

一 送り状に配達希望日の記載がある場合は、配達希望日の時間帯に配達します。ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通事情等により、配達希望日の時間帯経過後又は配達希望日の翌日以降に引き渡すことがあります。

二 送り状に配達希望日の記載が無い場合は、引渡予定日の時間帯に配達します。ただし、航空機の運航時刻及び到着地の変更、欠航、積残し、地上運送における交通事情等により、配達引渡予定日の配達時間帯経過後又は荷物引渡予定日の翌日以降に引き渡すことがあります。

（荷受人以外の者に対する引渡し）

第十一条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡をもって、荷受人に対する引渡しとみなします。

- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

（荷受人等が不在の場合の措置）

第十二条 当社は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」という。）によって通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人（荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を含む。）の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。この場合においては、不在連絡票に本店が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。

- 3 第一項の規定にかかわらず、安全な管理及び保管が可能である荷物受渡し専用保管庫（以下「宅配ボックス」という。）の設置された集合住宅や公共施設等では、当社はそれを使用して荷受人に対する荷物の引渡しとすることがあります。この場合、当社は不在連絡票などを用いて宅配ボックスを使用した旨の記載をして通知します。

- 4 当社は、荷受人から当社が定める方法によって依頼された場合には、荷物の